

## I. システム移行の概要

NACCSは本年(平成29年)10月8日(日)に第6次NACCSへ更改を予定しています。更改にあたっては、第5次NACCSから原則全てのデータを第6次NACCSへ移行し、第6次NACCSでも利用できるようにしますが、その移行作業は、第5次NACCSを一旦停止して行う必要があります。

第5次NACCSから第6次NACCSへのデータ移行に要する時間は、5時間45分程度を予定しております。その間は、NACCSにおけるオンライン業務は全て利用することはできませんので、あらかじめご了承ください。

また、第6次NACCS稼働にあわせて、港湾サブシステムをNACCSに統合しますが、当該統合処理の関係から、同サブシステムについては第5次NACCSに先立ち停止します。

### 1. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行

#### (1) 移行方法について

第6次NACCSへの移行は、第5次NACCSのサービスを停止し、第5次NACCSのオンラインデータ等を第6次NACCSへ一括移行する方法で実施します。

したがって、第6次NACCS稼働後、オンライン業務を実施する目的で第5次NACCS及び第6次NACCSの両システムが一定期間並行して稼働することはありません。

なお、港湾サブシステムについては、第5次NACCSの移行と同様、港湾サブシステムのサービスを停止後、第6次NACCSへデータを移行します。

第5次NACCS及び港湾サブシステムのシステム停止日時は次の(2)を予定しています。

#### (2) 移行時間について

##### ① 港湾サブシステム(第5次NACCS(海上入出港関連業務)を含む。)

港湾サブシステムは、平成29年10月7日(土)18:00にサービスを終了します。

##### ② 第5次NACCS(海上入出港関連業務を除く。)

第5次NACCSは、平成29年10月7日(土)23:15にサービスを終了します。

##### ③ 第6次NACCS

第6次NACCSは、平成29年10月8日(日)05:00にサービスを開始します。

以上のことから、港湾サブシステム業務及びNACCS業務(海上入出港関連業務)については、平成29年10月7日(土)18:00から8日(日)05:00まで、NACCS業務(海上入出港関連業務を除く)については、平成29年10月7日(土)23:15から8日(日)05:00まで、利用することができません。

＜第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行のイメージ図＞

	10/7 (土)		10/8 (日)		10/17 (火)	
	18:00	23:15	05:00	07:00	18:00	
港湾サブシステム	稼働	システム停止時間帯		停止		
第5次NACCS (入出港関連業務を除く。)	稼働		システム停止時間帯		特別運用 (管理資料取出)	停止
第6次NACCS	← データ等移行 →			稼働		

(3) 移行対象のデータについて

第5次NACCS等に登録されている情報は、後述「Ⅱ. 移行前後の業務運用等について」の「3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ」に記載がある情報を除き、第6次NACCSへ全て移行します。

(4) 移行時に変換処理を行うコード等について

業務仕様の変更等に伴い第6次NACCSから変更となる各種コードや番号体系については、移行処理の際に第5次NACCS用コード等から第6次NACCS用のコード等への変換処理を併せて実施します。変換処理の対象となる各種コードや番号体系については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変更処理を行う番号・コードについて」を参照してください。

(5) 移行前後の各種データの取扱い、運用等について

第5次NACCS等の稼働中に全ての業務処理が完結する場合、又は、第6次NACCS稼働後から新たな業務処理を開始する場合など、第5次NACCSから第6次NACCSへの移行にあたって仕掛かり中（第5次NACCSで申し未許可のもの等）の業務が無い場合は、特別な運用を行っていただく必要はありません。

したがって、第5次NACCS等が停止するまでに業務処理が完結することが明らかである場合を除き、移行日当日においては、第5次NACCSでの業務処理は実施せずに第6次NACCS稼働後から業務処理を開始してください。また、移行にあたっては移行対象データが少ないほど移行時のトラブルは減少しますので、可能な限り仕掛かり中のデータが発生しないようお願いいたします。

なお、移行前後における業務上の取扱い等については、後述「Ⅱ. 移行前後の業務運用等について」を参照してください。

また、次ページに税関手続関係について例示をご案内しておりますので、参照してください。

### 【税関手続関係】

第5次NACCSに登録されている申告中の情報は、第6次NACCSへ移行を行いますので、基本的には第6次NACCSで許可・承認等の継続処理が行われますが、移行処理を円滑に行うため、次の点についてご協力をお願いします。

- イ 第5次NACCSで行った申告等は、可能な限り第5次NACCSで許可・承認までの手続を終了してください（更改直前は、第5次NACCSで許可・承認処理まで行われることが確実に考えられるものについてのみ、申告等を行ってください。）。
- ロ 第6次NACCSサービス開始後に対応可能な保税運送申告関係業務、輸出入申告関係業務は第6次NACCSで申告、申請するようにお願いします。第5次NACCSサービス終了間際での申告、申請は移行データの増加に繋がりますので、行わないようお願いいたします。
- ハ 第5次NACCSで行った納税申告等に係る関税、消費税（即納分）等の納付についても、第5次NACCSサービス終了までに納付手続を完了してください。

### (6) 第6次NACCSのサービス開始予定日時

第6次NACCSは、平成29年10月8日（日）05：00にサービス開始を予定しています。なお、不測の事態により第6次NACCSのサービス開始時間が遅延する場合は、速やかにNACCS掲示板第6次版等を利用してご連絡します。